

厚生労働省群馬労働局発表  
令和7年12月2日

報道関係者 各位

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課

監督課長 大石 奈津生

人身取引担当者 相澤 敏和

(電話) 027-896-4735

## 外国人技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った 令和6年の監督指導等の状況を公表します

厚生労働省群馬労働局(局長 上野康博)は、県内の労働基準監督署が令和6年に外国人技能実習生(以下「技能実習生」)又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します(別紙参照)。

### 令和6年の監督指導の概要

#### 【技能実習生関係】

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、292事業場のうち205事業場(70.2%)。
- 主な違反事項は、①安全基準(25.7%)、②割増賃金の支払(13.4%)、③健康診断の実施(13.0%)の順に多かった。

#### 【特定技能外国人関係】

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した159事業場のうち、124事業場(78.0%)。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準(28.3%)、②健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(18.9%)、③健康診断の実施(15.1%)の順に多かった。

※ 監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対し実施しています。

県内の労働基準監督署は、技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施しており、引き続き、技能実習生及び特定技能外国人の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

(別紙1) 技能実習生を使用する事業場に対する監督指導等の状況(令和6年)

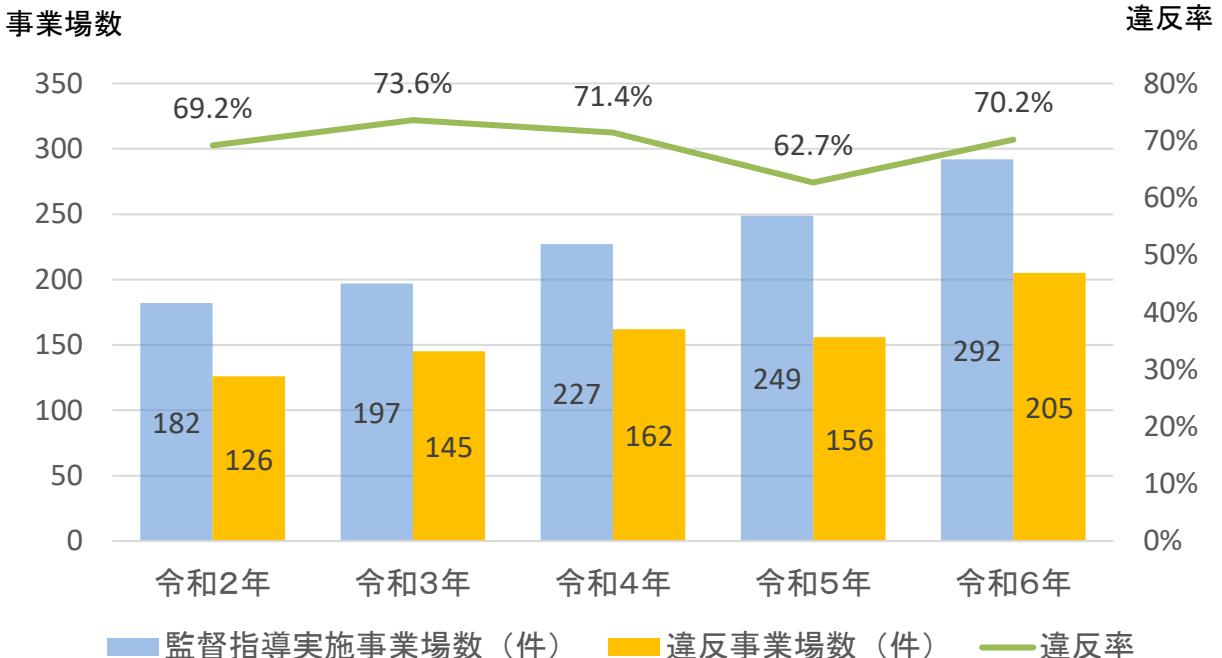
(別紙2) 特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導等の状況(令和6年)

# 技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和6年）

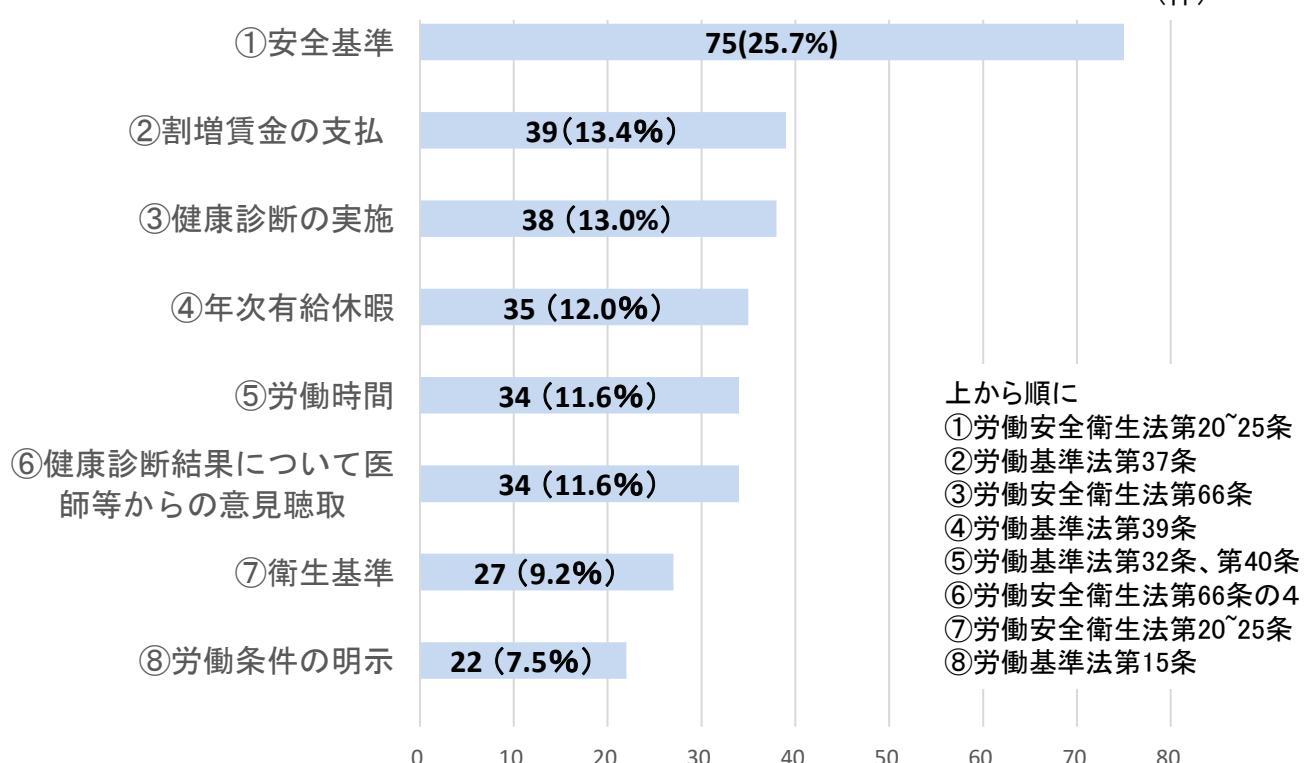
## 1 監督指導の状況

(1) 令和6年、県内の労働基準監督署等において、技能実習生を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる292事業場に対しての監督指導を実施したところ、その70.2%に当たる205事業場で同法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①安全基準（25.7%）、②割増賃金の支払（13.4%）、③健康診断の実施（13.0%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反 事業場数 (違反率)	主な違反事項
金属製品 製造業	50	35 (70. 0%)	安全基準 15(30.0%) 衛生基準 12(24.0%) 健康診断の実施 11(22.0%)
食料品 製造業	38	28 (73. 7%)	安全基準 15(39.5%) 労働時間 6(15.8%) 年次有給休暇5(13.2%)
建設業	32	29 (90. 6%)	安全基準 9(28.1%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 7(21.9%) 割増賃金 6(18.8%)
輸送機器 製造業	23	14 (60. 9%)	安全基準 5(21.7%) 衛生基準 4(17.4%) 健康診断の実施 3(13.0%)
化学工業	19	16 (84. 2%)	安全基準 7(36.8%) 労働時間 5(26.3%) 割増賃金 4(21.1%)
<参考> 全業種	292	205 (70. 2%)	安全基準 75(25.7%) 割増賃金の支払 39(13.4%) 健康診断の実施 38(13.0%)

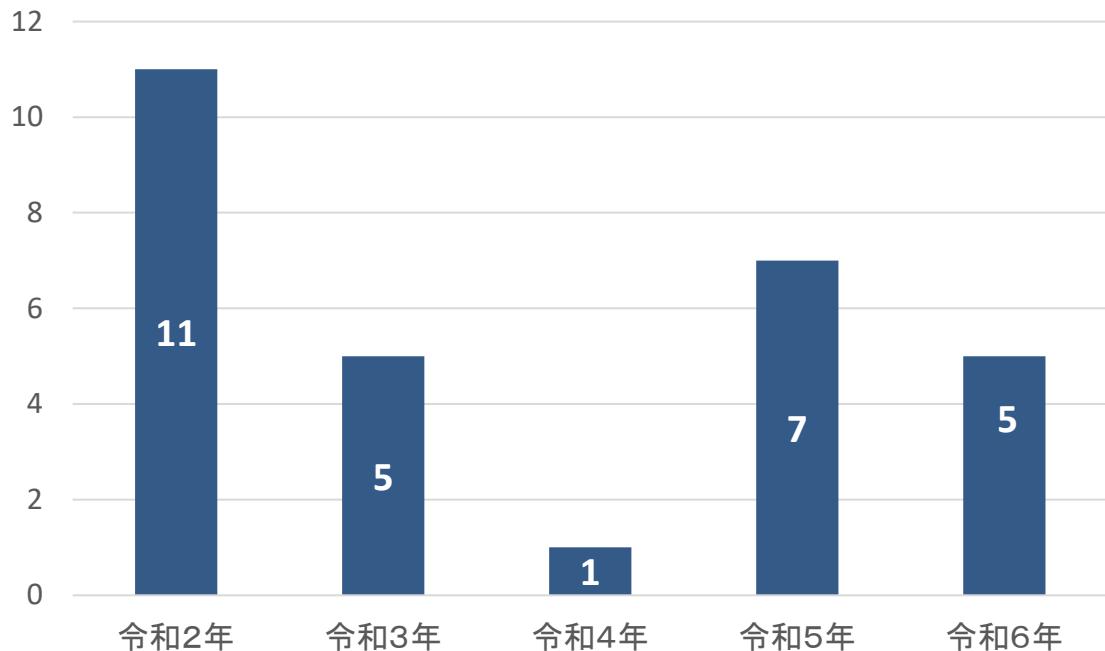
<注1>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。

<注2>違反事項2つ以降ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

## 2 申告の状況

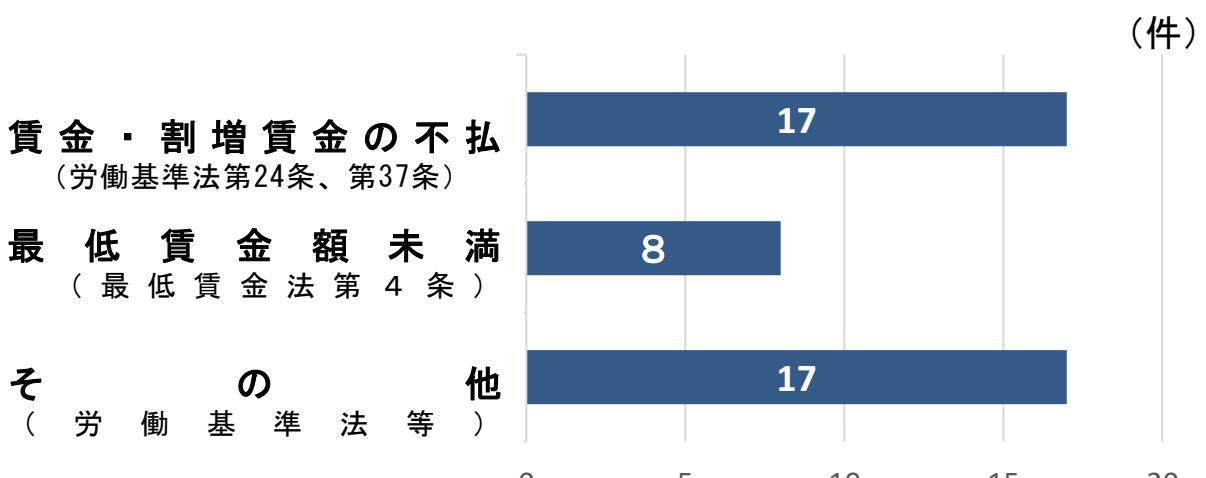
(1) 令和6年の技能実習生から労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は5件であった。

(件)



(2) 過去5年間（29件）における主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払（17件）、②支払われる賃金額が最低賃金額未満（8件）、③その他（17件）であった。

＜注＞申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



### 3 労働基準監督署等と外国人技能実習機構等との相互通報の状況

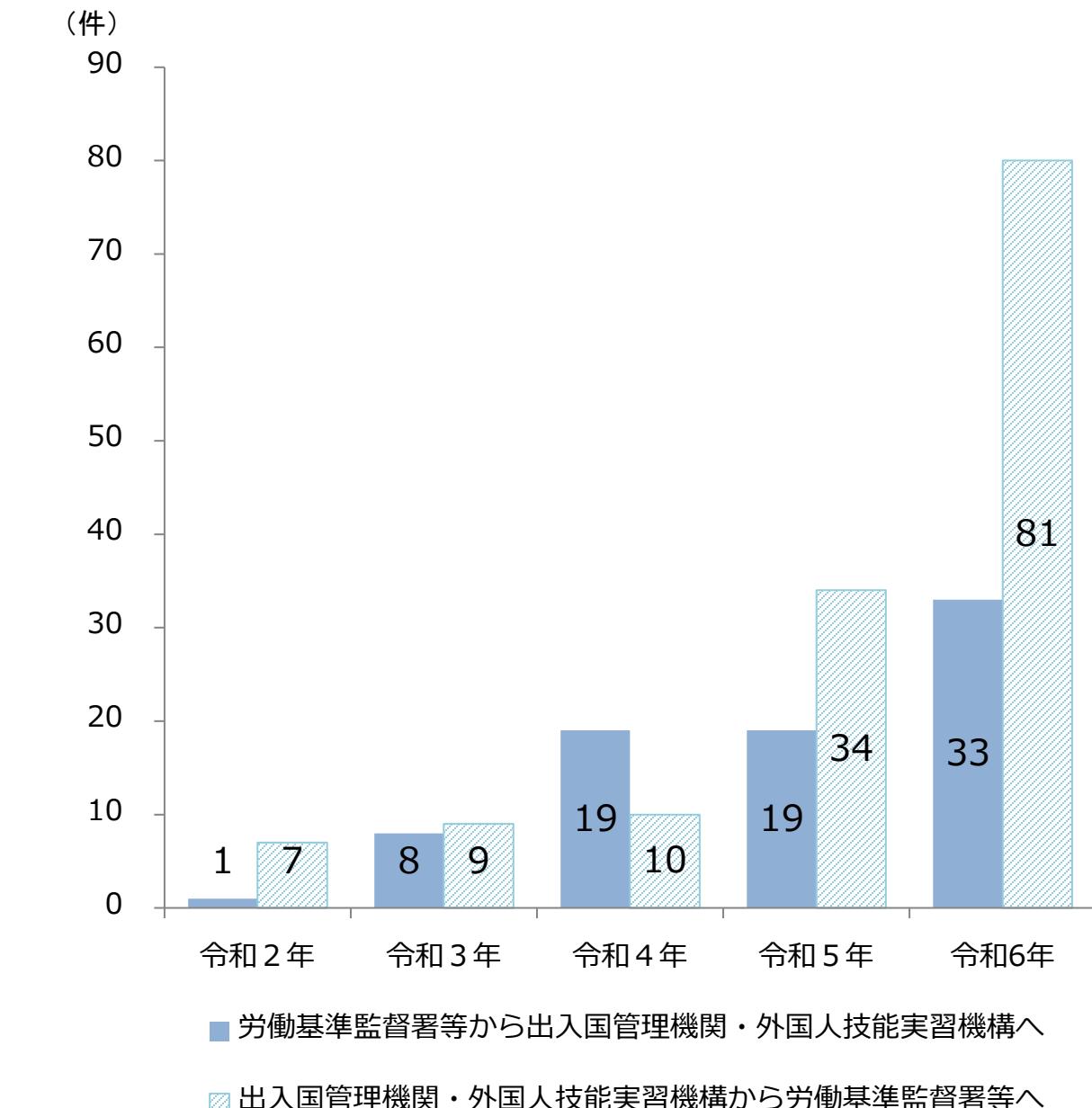
- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署等では、外国人技能実習機構等との間で、相互に通報し、合同監督・調査を実施している。
- (2) 労働基準監督署等から外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は33件、外国人技能実習機構から労働基準監督署等へ通報（※2）された件数は81件である。

※1 労働基準監督署等から外国人技能実習機構等へ通報する事案

労働基準監督署等において技能実習生及び特定技能外国人を使用する事業場に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 外国人技能実習機構から労働基準監督署等へ通報する事案

外国人技能実習機構において技能実習生を使用する事業場を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案



## 4 監督指導実例

### 事例 1

#### 外国人技能実習機構からの通報を契機に、最低賃金額未満の賃金の支払等について指導

##### 概 要

- 建設業を営む事業場において、外国人技能実習機構から労働基準関係法令違反の通報があったことから立入調査を実施したところ、①技能実習生5名にかかる賃金が最低賃金額未満で支払われていたこと、②週40時間を超える時間外労働について割増賃金が支払われていなかった実態等が認められた。
- また、年10日以上の年次有給休暇が付与された技能実習生に対して、1年内に5日間分の年次有給休暇を付与していなかった実態が認められた。

##### 労基署の対応

- ①技能実習生5名に対して、群馬県最低賃金(1時間あたり985円)未満の賃金を支払っていることについて是正勧告した。
- ②週40時間超える時間外労働に対し、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないことについて是正勧告した。

##### 指導事項

- ①最低賃金法第4条(地域別最低賃金未満)違反
- ②労働基準法第37条(割増賃金)違反

- 年次有給休暇の最低付与日数が10日以上の労働者に対して、その日数のうち5日について、法定の除外事由がないにもかかわらず、基準日から1年内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えていないことについて是正勧告した。

##### 指導事項

- 労働基準法第39条(年次有給休暇)違反

##### 指導後の会社の取組

- 賃金額を最低賃金額以上とする労働契約に見直すとともに、過去に遡り、最低賃金額との不足額と割増賃金の不足額である合計約8万円を支払った。
- 年次有給休暇の新規付与時に、代表者が技能実習生と面談し、時季指定について話し合いを行って取得予定日を取り決めるとともに、以降も定期的に面談を行い、年次有給休暇の取得状況を確認するなど、確実な取得に向けて取り組むこととした。

## 事例2

### 労働災害を契機に監督指導を実施し、機械の調整作業中の安全確保について指導

#### 概要

- プラスチック製品製造業を営む事業場において、プラスチック製品の印刷機械の調整作業中に稼働センサーが反応し、技能実習生の手指が印刷版を巻きつけるシリンダーに接触する労働災害が発生したため、立入調査を実施したところ、機械の運転を停止せずに調整作業を行っていたことが認められた。
- また、機械の回転軸について、労働者に危険を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、覆い又は囲い等が設けられていないことが認められた。
- 作業現場のリーダー（作業中の労働者に直接指導・監督する者）に、職長教育を行っていない状況が認められた。

#### 労基署の対応

- ①印刷機械の運転を停止せずに、技能実習生に機械の調整作業を行わせたことについて是正勧告した。

**指導事項** → 労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）違反  
労働安全衛生規則第107条（掃除等の場合の運転停止等）
- ②印刷機械の回転軸等について、覆い又は囲い等が設けられていなかったことについて使用停止措置等を命じた。

**指導事項** → 労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）違反  
労働安全衛生規則第101条  
(原動機、回転軸等による危険の防止)
- ③新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者について法定の職長教育を行っていないことについて是正勧告した。

**指導事項** → 労働安全衛生法第60条（職長等の安全衛生教育）違反  
労働安全衛生規則第40条（職長等の教育）

#### 指導後の会社の取組

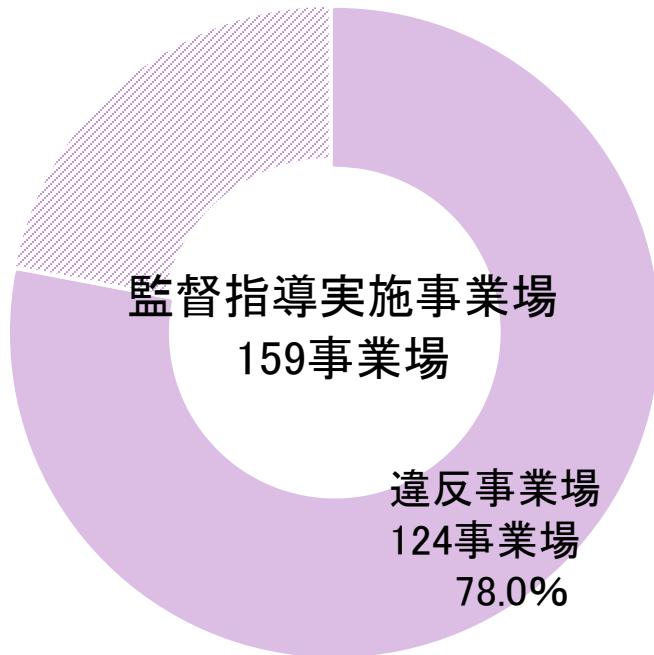
- ①機械の調整作業等を行う場合は、機械を停止させて作業を行うよう全労働者に対して改めて安全教育を実施した。
- ②印刷機械の回転軸にカバーを設けるなどの接触防止措置を講じた。
- ③職長及び労働者を直接指揮又は監督する者に、講習機関等が開催する職長等安全衛生教育講習を受講させて、危険・有害性等に対する措置や労働災害防止活動に関する意識の高揚を図った。

また、各部署で安全リスクの見直しを行い、リスクに応じた対策及び低減措置を講じるとともに、リスク評価の結果を労働者に周知するなどの注意喚起を行った。

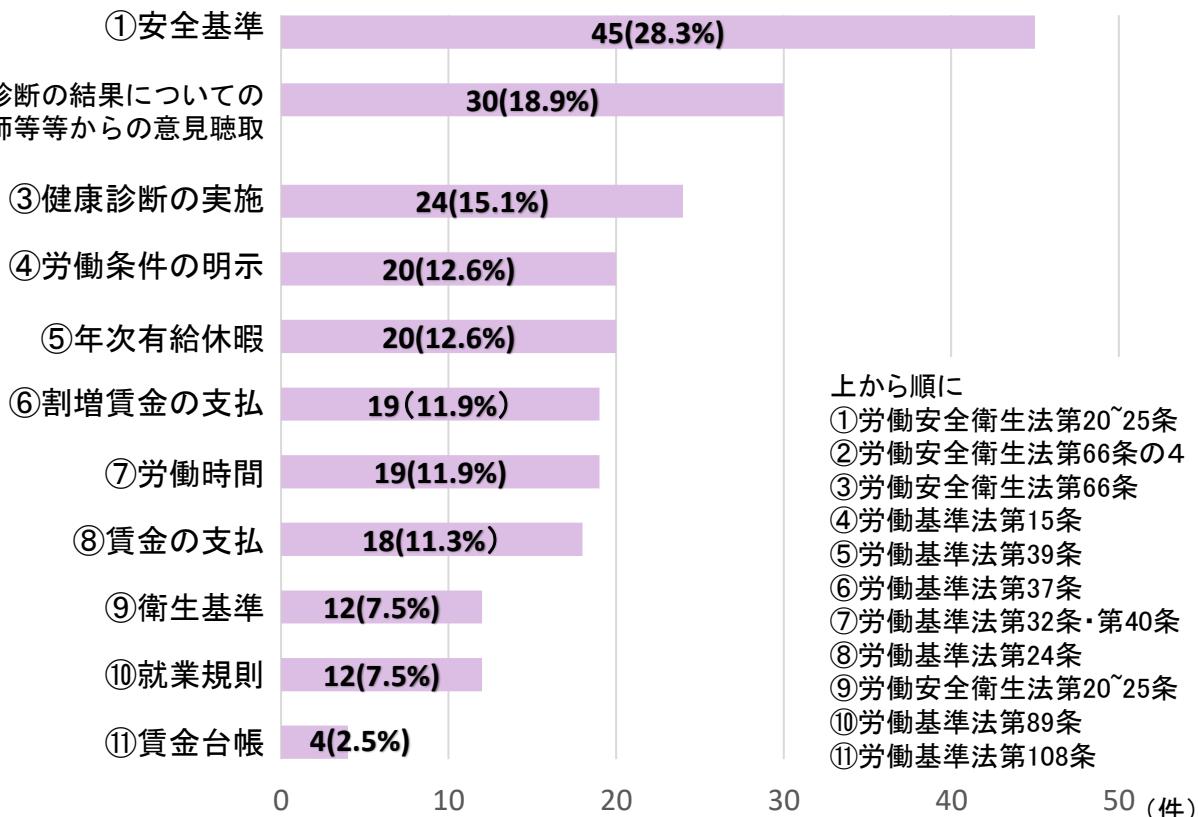
# 特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和6年）

## 1 監督指導の状況

- (1) 令和6年、県内の労働基準監督署等において、特定技能外国人を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる159事業場に対しての監督指導を実施したところ、その78.0%に当たる124事業場で同法令違反が認められた。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械の安全基準（28.3%）、②健康診断の結果について医師等からの意見聴取（18.9%）、③健康診断の実施（15.1%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反 事業場数 (違反率)	主な違反事項
食料品 製造業	40	35 (87. 5%)	安全基準 15(37.50%) 年次有給休暇 5(12.5%) 労働時間 5(12.5%)
農・畜産業	21	18 (85. 7%)	賃金の支払 7(33.3%) 安全基準 6(28.6%) 健康診断の実施 5(23.8%)
社会福祉 施設	21	14 (66. 7%)	健康診断結果について医師等からの意見聴取 5(23.8%) 労働条件の明示 4(19.0%) 労働時間 4(19.0%) 割増賃金 4(19.0%)
金属製品 製造業	17	15 (88. 2%)	安全基準 8(47.1%) 衛生基準 5(29.4%) 健康診断の実施 5(29.4%)
建設業	11	11 (100. 0%)	健康診断結果について医師等からの意見聴取 5(45.5%) 年次有給休暇 4(36.4%)
＜参考＞ 全業種	159	124 (78. 0%)	安全基準 45(28.3%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 30(18.9%) 健康診断の実施 24(15.1%)

<注1>違反は実習実施者に認められたものであり、特定技能外国人以外の労働者に関する違反も含まれる。

<注2>違反事項2つ以降ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

## 2 申告の状況

(1) 令和6年の特定技能外国人から労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は5件であった。

主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(7件)、②労働条件の明示(2件)、③支払われる賃金額が最低賃金額未満(1件)であった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

0 2 4 6 8 (件)

賃金・割増賃金の支払  
(労働基準法第24条、第37条)

7

労働条件の明示  
(労働基準法第15条)

2

最低賃金額未満  
(最低賃金法第4条)

1

## 3 監督指導事例

### 事 例

賃金の法定外控除や労働条件通知書の未交付について指導

#### 労基署の指導等

■ 農業を営む事業場で働く特定技能外国人の賃金について、労使協定を締結していないにもかかわらず、家賃代、光熱費代を控除していたため是正勧告した。

#### 指導事項

労働基準法第24条（賃金の支払い（法定外控除））

■ 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないにもかかわらず、労働条件の明示を行っていないことについて是正勧告した。

#### 指導事項

労働基準法第15条（労働条件の明示）

#### 指導後の会社の取組み

■ 労働者の過半数代表者と賃金控除に係る労使協定を締結した。  
■ 厚生労働省ホームページ主要様式ダウンロードコーナーに掲載されている様式を用いて、今後、雇用する労働者に対して労働条件の明示を行うこととした。併せて、労働条件通知書に賃金から控除するものを記載し、雇入れ時に説明することによりトラブル防止に努めることとした。